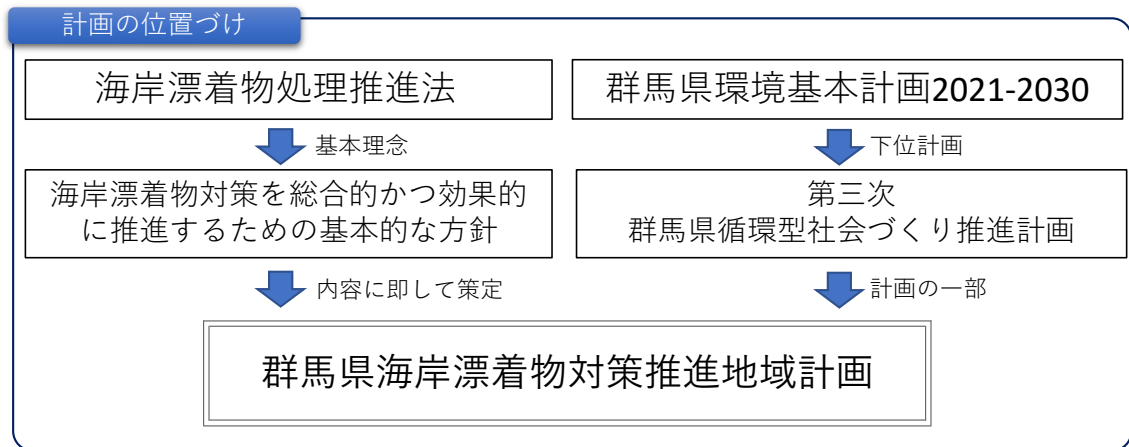


群馬県海岸漂着物対策推進地域計画の背景及び骨子

1. 群馬県海岸漂着物対策推進地域計画の位置づけ

本計画は、「海岸漂着物処理推進法」の「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の内容に即して策定し、また、「群馬県環境基本計画2021 - 2030」の下位計画にあたる「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」の計画の一部に位置づける。

表 1 群馬県海岸漂着物対策推進地域計画の位置づけ



2. 背景

本計画を策定することになった背景について、「海岸漂着物処理推進法」の「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」及び「群馬県環境基本計画2021 - 2030」より一部抜粋して以下に記載する。

～海岸漂着物処理推進法～

国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は身近な存在であり、古来より我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。しかしながら、近年、我が国の海岸に、我が国の国内や周辺の国または地域から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。

こうした状況を踏まえ、平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）が成立し、公布・施行された。しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約10年が経過した現在においても、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流している。

さらに近年では、海岸に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」）

という。)や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与える影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであって、海岸を有する地域にとどまらず我々の日頃の行動や社会のありさまを映し出す鏡であるともいえる。このため、我が国の美しい山河と豊かな海を守っていくためには、海岸漂着物等の問題に対して、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、循環型社会形成推進基本法等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要である。



図1 海岸へのごみの漂着状況

※環境省，第13回海岸漂着物対策専門家会議資料より

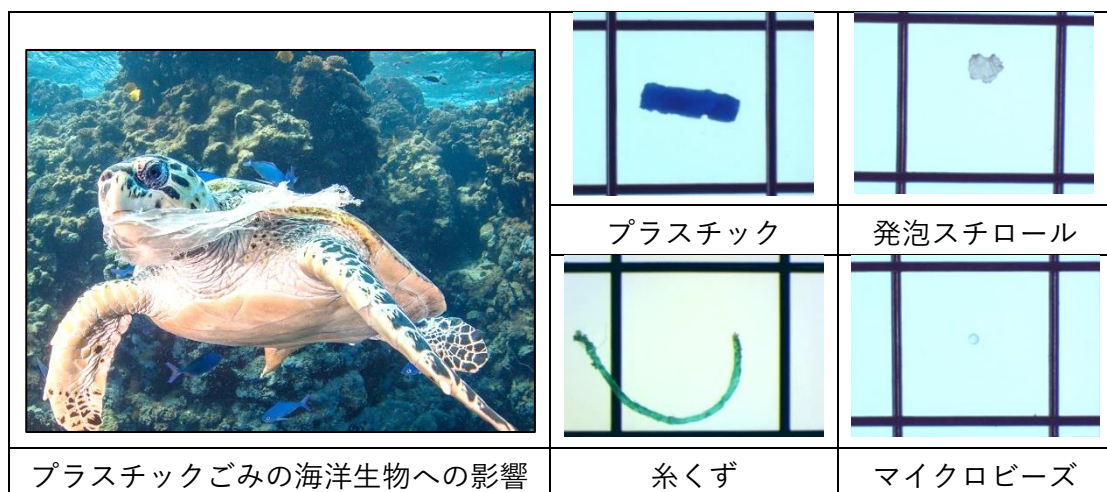


図2 プラスチックごみの海洋生物への影響と環境中の微細なプラスチック片

※左図：UN World Ocean Day(環境省,第13回海岸漂着物対策専門家会議資料より)

※右図：格子の目合い5mm

～群馬県環境基本計画 2021 - 2030～

群馬県は、環境の現状や県民の意識、環境に対するこれまでの取組、時代潮流等を踏まえながら、「群馬県環境基本条例」の究極の目標である「良好な環境の保全と創造」を実現することにより、県民の健康で文化的な生活を確保し、幸福度の向上を目指します。

本県では2019(令和元)年12月、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』を宣言しました。この宣言は、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の5つで構成された総合的、複合的なものです。国や市町村、県民や事業者とも連携し、宣言の実現を目指します。

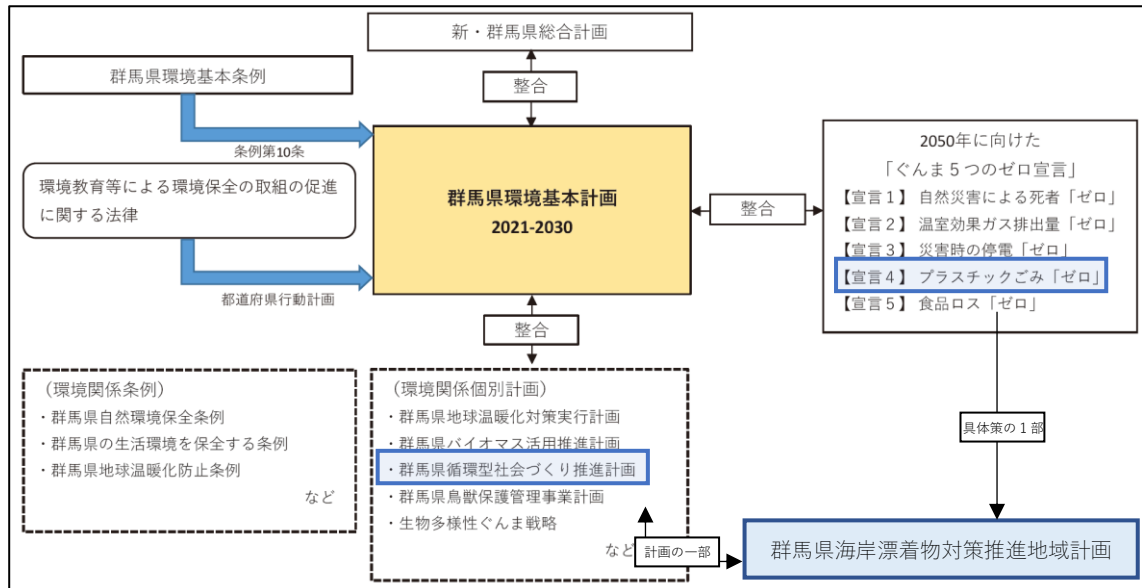


図 3 群馬県環境基本計画 2021 - 2030 と環境関係個別計画等の体系図

※群馬県環境基本計画 2021 - 2030 より抜粋、一部編集

取組3：プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ①流域で連携したプラスチックごみ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸県と連携した発生抑制対策計画の策定 ②マイクロプラスチック対策の推進 ③ワンウェイプラスチックの削減促進 <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ・マイボトルの活用 ・リユース食器の活用 ・プラスチックストロー・レジ袋等の削減 ・衣料品の廃棄削減 ④グリーン購入の推進 ⑤ワンウェイプラスチックから再生プラスチックへの転換促進（使い捨て容器からリターナブル容器への転換等） <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチックや代替プラスチックへの転換・利用拡大を図る企業等に対する技術支援・経営支援 ⑥革新的な技術・ビジネスモデルの導入促進 ⑦プラスチック代替素材（セルロースナノファイバー等）の開発支援 ⑧店頭回収の促進等による回収方法・回収ルートの拡充 ⑨プラスチックごみ一括回収の促進

図 4 持続可能な循環型社会づくりのためのプラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組
※群馬県環境基本計画 2021 - 2030 より抜粋、一部編集

3. 計画の目的と内容

本計画の目的と内容を下記の4項目にまとめる。

- (1) 「ぐんま5つのゼロ宣言」のうち「宣言 4 プラスチックごみゼロ」に寄与する。
- (2) 群馬県の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、プラスチックごみの発生抑制対策等の内容を明らかにする。
- (3) 海岸漂着物が海岸環境に深刻な影響を及ぼしている現状があり、また陸域から発生したごみが河川を通じて海岸に漂着することから、内陸県でありながらも海洋プラごみの問題を当事者として捉える。
- (4) 環境中に排出されたごみは河川を経由して海に流出するため、流域圏（内陸から沿岸）で関係主体が一体となって対策を実施することが重要であることから、群馬県を含む流域圏での広域的な海岸ごみ発生抑制対策を盛り込んだものとする。

4. 計画の骨子

群馬県海岸漂着物対策推進地域計画における骨子の内容を下記にまとめる。

1. 基本的事項

(1) 計画策定の背景や群馬県における計画の位置づけ及び計画期間を示す。

2. 群馬県の現状と課題

(1) 群馬県の現状として自然的特性と社会的特性の概況（地勢、気象、河川流域、人口、産業、土地利用状況等）をとりまとめる。

(2) 河川敷における散乱ごみ及び河川水中のマイクロプラスチック調査を行いその結果を示し、群馬県における海岸ごみ発生現状と課題を分析する。

3. 発生抑制対策等について

(1) 現状把握調査の結果等を踏まえ、重点区域*を設定。

(2) 重点区域における対策内容（発生抑制対策、普及啓発、環境教育等）を記載。

4. 関係者の役割分担と相互協力

(1) 発生抑制対策等を担う所属や流域圏の関係者との役割分担や連携、協力内容について記述。

5. 対策実施上配慮すべき事項等

(1) 施策効果の検証のためのモニタリングについてなど、海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項、その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項を定める。

*：河川や排水路等へのごみの流出が頻繁に生じているまたは懸念される流域で、ごみの発生抑制対策を重点的に行うことで、海岸へのごみの流出削減が期待できる区域

海岸漂着物処理推進法

(地域計画)

第十四条

1 略

2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

(以下略)

【参考：全国 地域計画策定状況（環境省 R1年法施行状況調査結果より引用）】

1. 地域計画策定状況（法第14条）



- 計40都道府県が策定済み、未策定が7県(主な理由：内陸県で海がないため)
- 計画取組状況を評価するためのモニタリング指標を定めている都道府県は5県あり、主な指標は回収に係るもの（回数、回収率、参加者数）や目視調査による海岸清潔度であった。

策定状況	都道府県数	都道府県名
策定済み	40	<p>計画改定済み：石川県、兵庫県、和歌山県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県</p> <p>計画改定予定あり： 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、愛知県、京都府、大阪府、山口県、徳島県、香川県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p> <p>計画改定予定なし：福島県、茨城県、福井県、静岡県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、高知県</p>
策定中	0	
未策定	7	<p>策定予定なし： 栃木県、埼玉県、長野県、滋賀県、奈良県</p> <p>策定予定あり： 群馬県、岐阜県</p>
計	47	

- 策定済み
- 策定予定なし
- 策定予定あり

